

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

資料番号	担当課	男女参画・子育て支援課		
法令名	根拠条項	18の9	許認可等の内容	指定試験機関の指定
(根拠規定)				
○児童福祉法				
〔指定試験機関の指定等〕				
第十八条の九 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。				
(許認可等の基準)				
○児童福祉法施行令				
〔指定試験機関の指定要件〕				
第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。				
② 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。				
一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。				
二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。				
③ 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。				
一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。				
二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。				
三 申請者が、第十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。				
四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。				
イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者				
ロ 法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者				
(その他)				
○児童福祉法施行令				
〔指定の条件等〕				
第十三条 法第十八条の九第一項、法第十八条の十第一項、法第十八条の十三第一項若しくは法				

第十八条の十四又は第十一條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを見直すことができる。

- ② 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

○児童福祉法施行規則

[指定の申請]

第六条の十七 指定試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 試験事務のうち、行おうとするものの範囲
 - 四 試験事務を開始しようとする年月日
- ② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 五 試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 六 現に行つている業務の概要を記載した書類
 - 七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類